

組合報 **あゆみ** 令和5年11月号

編集・発行/京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所  
 〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F  
 Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

## 専任技術者要件緩和

「施工管理技士」で取得ができる業種の拡大

前回の組合報 あゆみ令和5年9月号でもお伝えしました通り、令和5年7月1日より『専任技術者要件の緩和』が施行されています。これまでの専任技術者要件に加え、施工管理技士検定に合格している場合には指定学科卒業者と同等とみなされ、1級合格者（技士補含む）の場合は大学卒業者と同等の3年・2級合格者（技士補含む）は高校卒業者と同等の5年の実務経験があれば、これまで建設業許可を取得する際、専任技術者となることが出来なかった業種においても取得が可能となりました。

下に土木施工管理技士を例に取得できる業種の一覧を記しておりますのでご参照ください。（印の記載がある業種が専任技術者となれる業種です。各段の説明は表の下部にそれぞれ記載をしております。）また、その他の施工管理技士検定についても専任技術者となれる要件が緩和されている業種が発表されております。ご不明な点や業種追加可能か等ご質問がございましたらお気軽に弊所へお電話ください。

※建設機械施工管理技士および電気通信工事施工管理技士についても緩和対象となっておりますが、現在、専任技術者となれる要件緩和業種の発表はございません。

※また、指定建設業7業種（土・建・電・管・鋼・舗・園）および電気通信工事業については緩和対象から除外されているため従来通りです。

※ **土木施工管理技士** ※ （■印は一般建設業でのみ専任技術者要件を満たします。特定建設業は対象外です）

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
○				○	○					○		○	○			○										○			○
			○			○			○	○							○				○		○				○		
			○	○	○	○			○	○		○				○	○			○			○			○	○	○	○

上段：1級土木施工管理技士 （※解体工事に関しては合格年により実務経験要）…従来通り  
 中段：1級土木施工管理技士 （該当業種に対し、実務経験3年要）  
 下段：1級土木施工管理技士補（該当業種に対し、実務経験3年要）

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
■				○	○					■		■	○													○			○
			○			○			○	○						○	○				○			○			○		
			○	○	○	○			○	○		○				○	○			○			○			○	○	○	○

上段：2級土木施工管理技士（土木） （※解体工事に関しては合格年により実務経験要）…従来通り  
 中段：2級土木施工管理技士（土木） （該当業種に対し、実務経験5年要）  
 下段：2級土木施工管理技士補（土木） （該当業種に対し、実務経験5年要）

# 能力評価基準

建設キャリアアップシステム (CCUS) は、職種ごとに能力評価基準が設けられており、その基準に基づき、建設技能者一人ひとりの技能や経験を客観的に認定実施団体が4段階のレベルで評価します。(現在は、技能者登録とレベル判定は別途申請(二段階申請)をしなければ上位レベルにはなれません。※レベル判定を行えるのは詳細型にて登録をされた技能者です。簡易型ではレベル判定は行えません)。これまで40職種で能力評価基準が設けられておりましたが、10月2日より「解体技能者」について能力評価基準が策定され41職種目が追加となりました。能力実施団体は全国解体工事業団体連合会。レベル判定業務は日本機械土工協会に委託し、同日よりインターネットにて申請受付を開始しています。

能力評価実施団体		(公社) 全国解体工事業団体連合会
呼称		解体技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の5資格のうち1つ以上</li> <li>✓登録解体技能者(00039) ✓優秀技能者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(91047)解体工</li> <li>✓優秀技能者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(91048)はつ工</li> <li>✓安全優良職長厚生労働大臣表彰(93001) ✓年功的技術者厚生労働大臣表彰(94009)</li> <li>●レベル2、レベル3の基準の保有資格に満たす</li> </ul>
職長経験		職長としての就業日数が3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の4資格のうち1つ以上</li> <li>✓解体工事業施工士(30069)</li> <li>✓登録解体工事業士(30114) 修了者のうち、1級土木施工管理士(30005)、1級建築施工管理士(30007)、技術士(総合技術管理部門)(30015)又は技術士(建設部門)(30024)</li> <li>✓特定建築物記録含有建材調査者(37038) ✓建築物記録含有建材調査者(37039)</li> <li>●レベル2の基準の保有資格に満たす</li> </ul>
職長・所長経験		職長または所長としての就業日数が2年(430日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の9資格のうち3つ以上(技能講習)</li> <li>●以下12資格のうち2つ以上(特別教育・その他安全講習)</li> <li>●コンクリート造の工作物の解体等作業主任者(40014) ✓足場の組立等作業主任者(40011) ✓建築物の解体等作業主任者(40012)</li> <li>●コンクリート造の工作物の解体等作業主任者(40019) ✓石綿等が使用されている建築物の解体等作業主任者(第1種)(40028又は40029)</li> <li>✓ガス溶接技術講習(40032) ✓車輻系建設機械(型枠・運搬・積込用および掘削用)運転(機体重量以上)(40035)</li> <li>✓車輻系建設機械(解体)運転(機体重量以上)(40036)</li> <li>●以下12資格のうち2つ以上(特別教育・その他安全講習)</li> <li>●立木伐採(倒木高さ20m以上、前高さ70cm以上、前高さ20cm以上重心幅70cm以上)(50010)</li> <li>✓高所作業車の運転(作業床の高さ10m未満)(50020又は40039) ✓特定物じん作業(50042)</li> <li>✓ダイオキシン類対策特別措置法に定める廃棄物の焼却施設を有する廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機の解体およびたれに付着じんおよび焼却灰を取扱業務(50049) ✓石綿等が使用されている建築物の解体等の作業、封じ込め又は封じ込めの作業(50050)</li> <li>●足場の組立て、解体又は変更作業(地上または堅固な床における補助作業の業務を除く)(50052)</li> <li>✓電気取扱い業務(電気電気関係業務)(50055)</li> <li>●壁面剥離作業(壁面剥離作業)(50058)</li> <li>●職長講習(60001又は60011) ✓安全衛生責任者(60005又は60011) ✓労働工具取扱作業者(60015)</li> <li>●木造建築物解体工事業指導者(60016)</li> </ul>
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

●印の保有資格は、必須。○印の保有資格は、いずれかの保有で可。[]は、ccus職種コードを示している。  
 ※就業日数は、215日を1年として換算する。 ※同資格の上位資格を保有している場合には、下位資格の取得がなくても、下位資格も保有しているものとして取り扱う。

参照図：国土交通省 HP より

また新たに「多能工」について適切な評価がされるよう検討が本格化します。複数職種を横断的に担う多能工が技能に応じた適切な賃金を得られる環境を整えることで CCUS をさらなる普及へつなげる狙いで、現状の CCUS は分野が異なる複数の技能を横断的に評価する基準がないため、今後土木と建築の両分野に基準を策定するべく、まずは土木分野から検討に着手する考えです。

## 労働保険未手続事業一掃強化期間

厚生労働省は例年11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定めており、各種事業主団体や個別事業主への訪問指導等を強化し、制度の概要説明を行うなど、自主的な手続きを促しています。

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷、疾病を被った労働者に対して保証を行う「労働者災害補償保険(労災保険)」と、労働者が失業した場合等に生活の安定を図る「雇用保険」により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、原則として労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇用していれば業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い労働保険料の納付を行わなければなりません。労働災害が発生した場合、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収される場合があります。

納付された労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。

**【労災保険料】**・・労災保険給付等・社会復帰促進等事業・その他(事務費・人件費・清算返還金)など  
 ※労災保険料と併せて納付する「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」は、労災保険等の対象とならない石綿健康被害者やそのご遺族の方の救済給付に使われています。

**【雇用保険料】**・・失業等給付・育児休業給付・雇用保険二事業・就職支援法事業・その他(事務費・人件費)など  
 ※失業等給付、育児休業給付及び就職支援法事業は、保険料収入のほか給付費の一定割合を国庫で負担しています。

# 経審改正

参考図：国土交通省HPより

令和4年8月15日に公布されました経営規模等評価審査申請（経審）の改正については昨年より段階的に施行されており、『ワーク・ライフ・バランス（WLB）の取組の状況』『建設機械の保有状況』『エコアクション21』がすでに加点対象に追加されていますが、今年8月14日以降を審査基準日（決算日）とする申請より『建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況』が追加されます。

審査基準日より遡って1年の間に請け負った元請工事（建設業法施行令で定める軽微な工事・災害応急工事・国外工事を除く）に対してのCCUS活用状況を審査するもので、審査時には“建設工事に従事するものの就業履歴を蓄積するために必要な措置（※）を実施していることを誓約する誓約書”と“提出した誓約書の内容確認のため、国土交通大臣または都道府県知事および（一社）建設業振興基金との間において情報共有を行うことの同意書”（同一様式）を提出します。審査対象工事が1件もない場合は加点とすることは出来ません。

（※）“建設工事に従事するものの就業履歴を蓄積するために必要な措置”とは

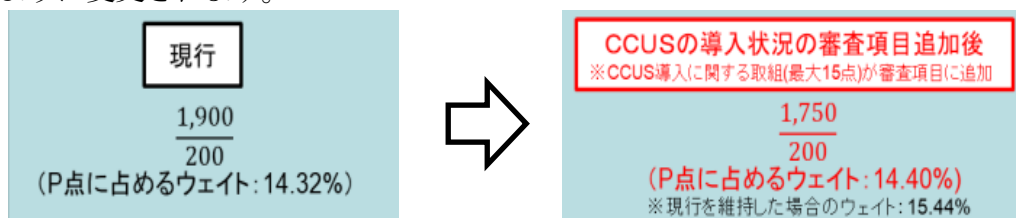
- ・ CCUSにおける現場契約情報の作成および登録を実施
- ・ 建設工事に従事するものがCCUSへの直接入力によらない方法（就業履歴データ登録標準API連携認定システム（<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>）により入退場履歴を記録できる措置を実施している等）で、CCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

加点とする審査対象期間については、契約日を基準に審査します。そのため契約日と変更日が審査基準日をまたいだ場合においても契約日が審査基準日より遡って1年以内に含まれる場合は加点対象となります。

審査対象工事のうち、“民間工事を含むすべての建設工事”または“すべての公共工事”いずれかで要件を満たしている場合加点となります（それぞれ配点は異なります）。

立入検査等によりCCUS上の実施状況の確認を行う場合があり、上記誓約書および同意書の記載内容と事実が異なることが判明した場合には虚偽申請として建設業法上の監督処分対象になることも記載されています。

また今回CCUSの活用状況が加点対象となることで、P点に占めるW点（その他の審査項目（社会性等））のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数が以下のように変更されます。



そのため今回の改正で新設された『ワーク・ライフ・バランス（WLB）の取組の状況』および『CCUSの活用状況』いずれにおいても加点が無く、W点における点数が前年度と同様の場合、P点は約11.25点下がる計算になります。

弊所にてP点算出のシミュレーションを行うことも可能ですので、ご用命の際はご連絡ください。

## 係数変更による影響例

	2023/3期	係数の変更	2024/3期
W点の合計値	100	→	100
(W)	950		875
(P)への換算値	142.5		131.25

計算式： $100 \times \frac{1900}{200} = 950$ 、 $950 \times 0.15 = 142.5$ 、 $100 \times \frac{1750}{200} = 875$ 、 $875 \times 0.15 = 131.25$



# 技術検定スケジュール



令和6年度の技術検定スケジュールが発表されました。今回から受験資格が見直されるとともに、試験問題については一部見直しが行われます。

## ○受検資格○

令和6年度より施工管理技術検定の受検資格が変わります。

### ・1級の第一次検定・

19歳以上（受検年度末時点）で受検可能

### ・2級の第一次検定・

17歳以上（受検年度末時点）で受検可能※従前より変更なし

### ・1級及び2級の第二次検定・

第一次検定合格後の一定期間の実務経験等で受検可能。

※なお令和10年度までの間は経過措置期間とし、制度改正前の受検資格要件による第二次検定受検が可能です。

## ○試験問題の見直し○

令和6年度以降の技術検定の試験問題に関し、以下2点の見直しを行います。

### ・第一次検定・

第二次検定の所要実務経験年数を学歴に拘らず一定とすることから、第一次検定について、各専門分野の基礎を確定できるよう、必要に応じ試験問題の充実を図る。

### ・第二次検定・

受検者の経験に基づく解答を求める設問に関し、自身の経験に基づかない解答を防ぐ観点から、設問の見直しを行う。

※令和6年1月以降に各指定試験機関から、検定種目毎に順次公表される受検の手引等において、受検資格の詳細等をお知らせする予定です。

## 不当要求防止責任者講習

『不当要求防止責任者講習』とは、暴力団など反社会的勢力からの不当な要求による被害を防止するために、暴力団等の活動実態や不当要求の手口等を知り適切に対応することが重要であり、その対応方法を取得するため責任者に向けて講習を行っています（※受講に関する費用は無料）

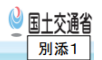
この責任者は必ずしも役員である必要はなく、社会的経験が豊富で経営方針あるいは業務内容を把握している業務の統括責任者が望ましいとされています。

この講習に有効期限はありませんが、各行政の競争入札参加資格審査においては独自に加点となる有効期間を設けている場合があります、定期的な受講で主観点の加点となります。

## 決算後の提出は義務です

建設業許可を受けた建設業者は、毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。工事経歴書については弊所ホームページにてエクセル入力ができる様式も掲載しておりますので、是非ご活用ください。（経営規模等評価審査申請の有無により、様式が異なります。）

## 令和6年度 技術検定の概要



### ○令和6年度 1級技術検定スケジュール

検定種目	第一次検定			第二次検定		
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表
建設機械	2月15日～4月5日	6月16日	7月29日	2月15日～3月29日	(筆記)6月16日 (実技)8月下旬～9月中旬	11月18日
土木 <sup>※1</sup>	3月22日～4月5日	7月7日	8月16日	3月22日～4月5日	10月6日	R7年1月10日
建築	2月22日～3月8日 <sup>※2</sup>	7月21日	8月23日	2月22日～3月8日	10月20日	R7年1月10日
管工事	5月7日～5月21日	9月1日	10月3日	5月7日～5月21日	12月1日	R7年3月5日

※1:1級第一次検定の試験地について、令和6年度から「鹿児島」が追加  
※2:第一次検定のみ受検者(再受検申請は除く)は、4月5日まで可能

### ○令和6年度 2級技術検定スケジュール

検定種目	第一次検定			第二次検定		
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表
建設機械	2月15日～4月5日	6月16日	7月29日	2月15日～3月29日	(筆記)6月16日 (実技)8月下旬～9月中旬	11月18日
検定種目	第一次検定(前期)			第一次検定(後期)・第二次検定		
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表
土木 <sup>※1</sup>	3月6日～3月21日	6月2日	7月2日	7月3日～7月17日	10月27日	12月4日(第一次検定) R7年2月5日(第二次検定)
建築	2月9日～3月8日	6月9日	7月10日	7月10日～7月24日 <sup>※2</sup>	11月24日	R7年1月10日(第一次検定) R7年2月7日(第二次検定)
管工事	3月6日～3月21日	6月2日	7月2日	7月9日～7月23日	11月17日	R7年1月6日(第一次検定) R7年3月5日(第二次検定)

※1:2級土木施工管理技術検定の第一次検定(前期)については、種別「土木」のみ実施  
※2:インターネット申込は、6月26日から7月24日まで可能